



タイトル

高齢者向けスマートフォン貸与の募集について

1. 日時

(申込期間) 令和5年8月29日(火)～9月15日(金)
※郵送の場合は15日当日消印有効、申込み多数の場合は抽選。

2. 場所

(応募先) 長寿いきがい課、各行政センター福祉担当

3. 事業概要

(目的)

スマートフォンを所有していない高齢者にスマートフォンを6か月間無償で貸与し、基本的な操作を講習会等で習得できるよう支援することにより、スマートフォンの利便性を伝えるとともに普及を進め、高齢者のデジタルデバイドの解消を目指すことを目的とします。

(内容)

- ・スマートフォンの貸与は、200人以内とします。
- ・基本的な操作方法や、電話、メール、写真・動画の撮影、SNS・アプリ等の活用が習得できるよう講習会を開催します。
- ・貸与期間中に、専用コールセンターを設置して各種の疑問等に相談対応します。
- ・貸与終了時に、希望する参加者には新たな端末取得に関する手続きを支援します。
- ・貸与期間 令和5年11月上旬(一部10月末から)から令和7年7月31日までの間
- ・第1期(100人)と第2期(100人)に分けて実施します。

【第1期】 11月から4月まで

【第2期】 2月から7月まで

(対象者)

熊谷市在住で65歳以上の方(令和5年度末時点)、スマートフォンを持っていない方、計6回の講習会と計2回のフォロー講習会に参加できる方となります。

4. 特徴やPRポイント

県内初の実施となります。

「スマートフォンにしたいけれども、利用できるか不安。」という高齢者でも、スマートフォンを一から学べる機会となりますので、その便利さを実際に体験してもらい、「自分もスマートフォンを持ちたい、利用してみたい。」と、一人でも多く思ってもらえるようなきっかけになってもらえればと考えております。

5. その他

委託業者はソフトバンク株式会社で、アンドロイド端末を貸与します。

※資料の有無(有 ・ 無)

担当者 長寿いきがい課 高齢福祉係 江田

連絡先 048-524-1111 (代表) 内線280

熊谷市がスマートフォンを

最大

6か月間

通話・通信料込みで

無料で貸し出し

スマートフォンにしたいけど使えるかどうか不安...

そんな皆様をサポートします!



次のすべての条件を満たす人が対象です。

- 熊谷市在住で65歳以上の方(令和5年度末時点)
- スマートフォンを持っていない方
- 計6回の講習と計2回のフォロー講習にご参加いただける方

充実の
支援内容

- 操作方法やさまざまな活用方法を学ぶ活用講習会(無料)を開催
- 貸し出しするスマホに市の防災アプリや健康づくりのアプリを使える状態でお渡しし、災害情報の迅速な入手や健康増進にもつなげます!

文字の打ち方から、LINE、防災アプリまで、楽しみながら学べます。



Q スマホの貸し出しはいつからですか?

A 初回の講習会で貸し出します。

Q 家族で申込みはできますか?

A 家族での申込みも可能ですが、定員を超える場合は1世帯1人までとさせていただきます。

Q 今使用している携帯電話の電話番号は、市から貸し出されるスマホで使えますか?

A 貸し出されるスマホでは利用できません。ご注意ください。

Q 市から貸し出されたスマホを家族に貸してもいいですか?

A 貸し出されたスマホはご本人様のみ利用できます。

Q 市から貸し出されたスマホの電話番号を、新たに購入したスマホに引継げますか?

A 貸し出されたスマホの電話番号を引継ぐことはできません。

第1期貸与・講習会の申込期間：令和5年9月15日(金)まで

詳細は裏面をご覧ください

● 第1期講習会 開催日程

各グループの講習内容は同一ですので、ご希望のグループにお申込みください。

グループ	会場	時間帯 ^{*1}	講習日 (計6回コース)	フォロー講習日 (計2回)	定員
1	大里行政センター	午後	令和5年 10/31、11/14、11/28、12/12 令和6年 1/9、1/23	令和6年 2/27、4/2	20人
2	江南公民館 (ピピア内)	午前	令和5年 11/1、11/15、11/29、12/13	令和6年 3/13、4/3	20人
3		午後	令和6年 1/10、1/24		20人
4	くまびあ	午前	令和5年 11/2、11/16、11/30、12/14	令和6年 2/29、4/4	20人
5		午後	令和6年 1/11、1/25		20人

※第2期(2月開始)では大里行政センター、くまびあ、妻沼中央公民館で実施します。(11月広報予定)

*1:「午前」は午前10:00～12:00、「午後」は午後1:30～3:30



● 参加申込み方法

別紙の申込書に必要事項をご記入の上、お申込みください。

申込書は長寿いきがい課(本庁舎1階)、市内各行政センター、ホームページ等で配布しております。
※申込み多数の場合、抽選となります。

① 郵送: 申込書を長寿いきがい課までお送りください。

宛先 〒360-8601 熊谷市宮町二丁目47番地1 熊谷市 福祉部 長寿いきがい課 スマホ担当行

② 窓口: 申込書を本庁舎1階長寿いきがい課/市内各行政センターへご提出ください。

事前説明会へご出席される方は、その場での申込みも可能です。

申込期限 ▶ 令和5年 9月15日(金) 郵送の場合は、当日消印有効

● 結果通知

申込書に記載の住所に、令和5年 10月上旬に郵送いたします。

わからないことがありましたらお気軽にお問い合わせください

熊谷市 福祉部 長寿いきがい課 ☎ 048-524-1111 (代表)

内線: 272、280、290

高齢者向けスマートフォン貸与事業【第1期】申込書

申 込 日	令和5年 月 日					
ふりがな						
氏 名						
生年月日	大正・昭和	年	月	日	年齢	歳
						昭和34年4月1日以前生まれの人
住 所	熊谷市					
電話番号						
希望する 講習会グループ ※第3希望まで ご記入できます。	第1希望	グループ 番号		会場名		
	第2希望	グループ 番号		会場名		
	第3希望	グループ 番号		会場名		
(記 載 例) 希望する 講習会グループ ※第3希望まで ご記入できます。	第1希望	グループ 番号	1	会場名	大里行政センター	
	第2希望	グループ 番号	3	会場名	江南公民館	
	第3希望	グループ 番号	5	会場名	くまぴあ	
注意事項 (必ず各項目をお読みいただき、確認したら○をつけてください。)						
	1. スマートフォンを所有していない高齢者に、最大6か月間無料で貸与し基本的な操作を講習会等で習得できるように支援することで、高齢者のデジタル技術の向上を図ることを目的とする事業です。					
	2. 貸出期間終了後は、スマートフォンを返却していただきます。貸出期間中は、破損、紛失などにご注意下さい。					
	3. 市が開催する講習会(全6回)フォロー講習会(全2回)への参加やアンケートに回答していただきます。					
	4. 通信および通話について、国際電話は利用できない等、一部制限されています。有料アプリの購入、アプリ内の課金は、無料貸与の対象ではありません。					
	5. 事業参加に関して、送迎はありません。ご自身で交通手段を確保してください。					
	6. 講習会等で、禁止事項を説明します。事業参加ルールをお守りください。					
	7. 講習会の欠席が続いたり、市や講師の指示に従わない場合には、貸与を中止し、スマホを返却していただくことがあります。					
上記のことをすべて同意した上で、申込みます。				署名(自署)		